

● 学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、文部科学大臣が、学校教育法施行規則第56条等に基づき学校を指定し、教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成して教育を実施することができます。「構造改革特例区域法」による規制緩和の一環として、平成17年に学校教育法施行規則改正で制度化されました。深刻さを増す不登校児童生徒の増加に対応するために、設置が進められた学校です。

これまでは、その指定された学校を「不登校特例校」と呼んできましたが、令和5年3月「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLOプラン）において、実際に通う子供たちの目線に立った相応しい名称とする観点から、全国の当該学校に通学する児童生徒や勤務する教職員に対し、新たな名称の募集を行いました。その応募結果から、令和5年8月31日に新たな名称が「学びの多様化学校」に決定しました。

「学びの多様化学校」では総時間数を750～770時間としたり、総合的な学習等を利用し、体験型の学習を多く取り入れたりするなど、各校で教育課程を工夫しています。また、基礎学力の定着と社会性の育成を行うことで、上級学校への進学など多くの子供たちの不登校を改善できています。

「学びの多様化学校」は令和5年11月現在、全国に24校設置されています。（公立学校14校、私立学校10校）文部科学省では今後早期に全ての都道府県・政令指定都市に設置されることを目指すとともに、将来的には希望する児童生徒が居住地によらず通えるよう、分教室型も含め全国300校の設置がなされることを目指しています。

参考文献資料
文部科学省ホームページ

広報部 千葉県市原市立国分寺台中学校 教頭 森 正徳



Educasphere 2024 Vol.12

発行 2024年2月1日
編集 全公教機関誌編集委員会
著作権所有 全国公立学校教頭会
会長 吉原 勇
〒105-0002
東京都港区愛宕 1-6-7
愛宕山弁護士ビル 401号
電話 03-3436-4868
<https://www.kyotokai.jp>
印刷・製本 壮光舎印刷株式会社
表紙写真 *photographer* 本郷 剛

編集後記

日々の生活が、コロナ禍前に戻り始めました。学校生活では、体験活動や話し合いが活発になり、児童生徒の明るい声が校舎の中を色づけます。

現在、出張や会議での対面が増え、目の前の人の息づかいや温もり感じながら、対話ができるようになりました。改めて「対面」の良さを実感しています。児童生徒にも多くの人と触れ合い、他者との関わり（対話）を通して、あらゆる他者を尊重しながら、自分の良さや可能性を認識してほしいと思います。

私たち教職員は、教育活動を見直しつつ、従来のやり方ではなく精選しながら、児童生徒の教育活動の質的向上を目指し奮闘しております。児童生徒の学びを支援する伴走者であるために、教師自身が心身ともに健康であることが必須です。幸せと豊かさを感じられる「ワーク・ライフ・バランスを！」

広報部 埼玉県秩父市立南小学校 教頭 佐藤 紀子